



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 第3回官民ラウンドテーブルの開催について
- (2) アジア各国の金融当局との協力関係強化に係る取組について（タイ証券取引委員会、ベトナム国家証券委員会）
- (3) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
- (4) 平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について
- (5) 「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
- (6) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
- (7) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
- (8) 「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
- (9) 「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（案）に対するパブリックコメントの結果等について
- (10) 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成 26 年 3 月期版）
- (11) 有価証券報告書レビューの実施について（平成 26 年 3 月期以降）

P13 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P16 金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

P17 お知らせ

フォトギャラリー



財務局長会議にて挨拶する岡田副大臣
(4月24日)



財務局長会議にて挨拶する福岡大臣政務官
(4月24日)

トピックス

(1) 第3回官民ラウンドテーブルの開催について

我が国金融機能の向上・活性化に向け官民で持続的な対話を行う場である、官民ラウンドテーブルの第3回会合が平成26年3月27日に開催されました。

第3回会合では、平成25年5月に開催された第2回会合において設置した2つの作業部会（「地域における新産業等の育成と金融の役割」、「資金決済の向上」）について、検討結果を取りまとめた報告書が報告されました。

それぞれの報告書の主な内容は、以下のとおりです。

1. 地域における新産業等の育成と金融の役割（「地域における新産業等の育成と金融の役割」作業部会報告書）に盛り込まれた官民で今後強化を図って行くべき主な取組み

- (1) 社会全体として創業に対する認識・風潮を改め、創業という選択肢への理解を広げ、創業を志す者を増やすため、関係機関が連携し、例えば、表彰制度創設や学生等に対する教育・周知活動を実施すること。
- (2) 企業の育成のために金融機関に期待される取組みとして、経営者の漠然とした問題意識を整理、具体化し、課題の優先順位を付け、経営者とともに優先順位の高い課題から解決に取り組み、取組状況等のフォローを企業に寄り添って実施すること。
- (3) 創業や企業育成の支援内容の周知のために金融機関に期待される取組みとして、経営支援に関するコンサルティング能力を「見える化」し、顧客に店舗に相談に来てもらい、必要に応じて、適切な外部専門家に繋ぐなどの役割を果たしていくこと。

2. 資金決済サービスの向上に向けて（「資金決済サービスの向上」作業部会報告書）に盛り込まれた官民で今後強化を図って行くべき主な取組み

- (1) 電子記録債権制度について、本格的な普及のための目標の達成に向けて、積極的に取り組むこと。具体的には、足許は月約2～3万件程度である「でんさいネット」の月間発生記録件数が、できるだけ早期に10万件に到達するよう取り組み、26年度末までに点検を行うこと。
- (2) グローバル展開している企業のグループ全体の資金管理の効率化を行う「グローバル・キャッシュ・マネジメント」サービスについて、各銀行等は、顧客企業の海外事業展開等に伴うニーズにより適切に応えていけるよう、従来からの強みを活かしつつ、一層の向上に努めること。

また、第3回会合では、新たに2つの作業部会を設け、官民の実務家による検討を行うことが合意されました。

検討テーマは、以下となっています。

- ・民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み
- ・アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働の体制強化

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から [「第3回](#)

[官民ラウンドテーブルの開催について](#)（平成 26 年 3 月 27 日）にアクセスしてください。

(2) アジア各国の金融当局との協力関係強化に係る取組みについて(タイ証券取引委員会、ベトナム国家証券委員会)

金融庁は、平成 26 年 2 月 25 日にタイ証券取引委員会との間で、同年 3 月 5 日にベトナム国家証券委員会との間で、それぞれ両当局間の経験及び専門知識の交換に関する書簡交換（以下、「両書簡交換」という。）を行いました。

両書簡交換は、世界の金融市場の益々のグローバル化を踏まえ、健全な金融規制の仕組み及び金融資本市場の発展に資するため、それぞれ両当局の協力関係を強化することを目的としています。

両書簡交換に基づき、それぞれ両当局は、各々の国における法律・規制枠組みや金融市場の発展を促進させるために、経験及び専門知識の交換を行ってまいります。

両書簡交換は、金融庁がアジア金融当局と締結した金融技術協力に関する文書（覚書又は書簡交換）としては、インドネシア金融庁（平成 25 年 10 月 29 日）、モンゴル金融規制委員会（平成 26 年 1 月 9 日）、ミャンマー財務省（平成 26 年 1 月 27 日）に続き、4 本目・5 本目の文書になります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関係」の中の「国際関係情報（その他）」から [「ベトナム国家証券委員会（SSC）との協力関係に関する書簡交換について」（平成 26 年 3 月 6 日）](#) 及び [「タイ証券取引委員会（SEC）との協力関係に関する書簡交換について」（平成 26 年 3 月 7 日）](#) にアクセスしてください。

(3) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 26 年 2 月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所 47 先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は、以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況感は、現状 D. I. が前回調査から 11 ポイント上昇し、平成 20 年のアンケート調査開始以来、初めてプラスに転じています。他方、先行き D. I. は平成 26 年 4 月の消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減などに対する慎重な意見が多く、前回調査から 9 ポイント低下しています。

悪いと判断した場合の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「仕入原価の上昇等」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)					(単位: %)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①~④に該当しないもの) 例: 営業建物の損壊、原材料の調達不能、節電による業務の縮小等	
製造業	9 (▲6)	▲9 (▲2)	41.4 (37.5)	31.0 (34.4)	20.7 (18.8)	0.0 (3.1)	6.9 (6.3)	
小売業	▲17 (▲28)	▲34 (▲15)	22.2 (19.0)	45.8 (48.3)	26.4 (29.3)	4.2 (3.4)	1.4 (0.0)	
卸売業	▲28 (▲28)	▲43 (▲17)	30.8 (32.1)	43.1 (37.7)	20.0 (20.8)	4.6 (5.7)	1.5 (3.8)	
建設業	62 (45)	19 (26)	40.0 (41.7)	40.0 (50.0)	20.0 (8.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
サービス業	9 (▲6)	▲15 (▲6)	20.7 (13.9)	65.5 (63.9)	13.8 (22.2)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
不動産業	2 (2)	▲9 (▲4)	22.2 (7.1)	55.6 (57.1)	22.2 (35.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
運輸業	▲23 (▲45)	▲28 (▲38)	58.3 (57.6)	22.9 (22.7)	14.6 (18.2)	4.2 (1.5)	0.0 (0.0)	
平均	2 (▲9)	▲17 (▲8)	33.3 (32.8)	42.0 (41.0)	20.3 (22.1)	2.9 (2.6)	1.4 (1.5)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は25年11月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りは、前回調査に比べ、現状D. I. は、7ポイント、先行きD. I. は、1ポイント上昇しています。

悪いと判断した場合の要因としては、「販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要員」のみとなっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)					(単位: %)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の 長期化等、中小企 業の営業要因	② 金融機関の融資 態度や融資条件 等	③ 改正貸金業法施 行の影響等、ノン バンクの融資態 度・動向	④ セーフティネット貸 付・保証等、信用 保証協会や政府 系金融機関等の 対応	⑤ 東日本大震災や福島 原子力発電所事故等 の影響によるもの(① ~④に該当しないも の) 例:被災による担保価 値の下落、取引先の 被災による入金の変 れ等	
製造業	▲9 (▲21)	▲21 (▲26)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
小売業	▲21 (▲19)	▲38 (▲23)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
卸売業	▲17 (▲21)	▲26 (▲23)	100.0 (92.9)	0.0 (7.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
建設業	11 (▲11)	6 (▲13)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
サービス業	▲11 (▲15)	▲15 (▲19)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
不動産業	▲4 (▲9)	▲11 (▲13)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
運輸業	▲28 (▲30)	▲36 (▲28)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
平均	▲11 (▲18)	▲20 (▲21)	100.0 (98.7)	0.0 (1.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は25年11月時点の調査結果

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」\(平成26年3月28日\)](#)にアクセスしてください。

(4) 平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、平成25年12月27日から平成26年1月27日にかけて、平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)等に係る銀行法施行規則等の改正案を公表し、広く意見の募集を行い、その結果等を平成26年3月31日に公表しました。

本件内閣府令等は、平成26年3月31日に公布され、4月1日より施行されています。

本件内閣府令等の概要は、以下のとおりです。

1. 銀行法施行規則の改正

(1) 外国銀行の業務の代理・媒介に係る規制の見直し

銀行が業務の代理・媒介を行うことができる外国銀行の範囲に、銀行と出資関係を問わない外国銀行(外国において外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合に限る。)を追加しました。

(2) 銀行等による議決権保有制限の見直し

- ・銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員として取得・保有する議決権について、議決権保有規制の例外とする期間を撤廃しました。
- ・銀行本体が議決権を 100%保有できる事業再生会社の要件や保有期間の規定を新設しました。
- ・銀行が投資専門子会社を通じて保有可能なベンチャービジネス会社の範囲の拡大や保有期間を延長しました。
- ・銀行が投資専門子会社を通じて基準議決権数を超えて議決権を保有することが認められる地域の活性化に資すると認められる会社の規定を新設しました。

(3) 銀行・銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合における届出等

銀行・銀行持株会社が海外の金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合の届出事項や、5年を超えて当該子会社を保有する場合に提出すべき承認申請の書類の規定を新設しました。

(4) 外国銀行支店に係る規制の見直し

外国銀行の営業の免許の審査に係る配慮事項の明確化や、外国銀行支店の預金者等に対する情報提供に関する規定を新設しました。

(5) 銀行・銀行持株会社の取締役等の選任・退任の事前届出

銀行・銀行持株会社の取締役、執行役、監査役、会計参与及び会計監査人の選任・退任の事前届出（事前届出を提出することができないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合には事後届出）の規定を新設しました。

2. その他の改正

長期信用銀行法施行規則、信用金庫法施行規則、労働金庫法施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則、農林中央金庫法施行規則、保険業法施行規則等について、上記1の銀行法施行規則の改正に準じて所要の規定の整備を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「平成 25 年 金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（平成 26 年 3 月 31 日）](#)にアクセスしてください。

(5)「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）について、平成 26 年 1 月 16 日から 2 月 17 日にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。その結果等については、3 月 18 日に公表し、同日から適用しております。

具体的には、平成 25 年 6 月に公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書に基づき、保険募集・販売ルールの見直しにかかる

監督上の対応を図る一環として、保険代理店の使用人要件の明確化を図るため、以下の点を監督上の留意点としました。

- ・保険代理店の役員又は使用人とは、保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいう。なお、当該使用人については、これに加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。
- ・また、法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成 26 年 3 月 18 日）にアクセスしてください。

(6)「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、平成 25 年 12 月 13 日に、金融・資本市場活性化有識者会合が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」において、投資信託等について、短期間での商品乗換えによる販売手数料収入重視の営業を見直すことが必要などと指摘されたことを受け、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下、「監督指針」という。）の一部改正（案）を公表し、平成 26 年 1 月 31 日から 3 月 3 日にかけて意見募集を行った上で、平成 26 年 3 月 7 日に改正を行いました。

監督指針の改正内容は、顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重することなく、預り資産の増加等の顧客基盤の拡大面についても適正に評価するものとなっているかを監督上の着眼点として示しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成 26 年 3 月 7 日）にアクセスしてください。

(7)「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、ファイアーウォール規制に関する緩和要望を受けた「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）について、平成 25 年 11 月 15 日から 12 月 16 日にかけて広く意見の募集を行い、その結果等を平成 26 年 3 月 28 日に公表しました。

改正後の内閣府令は、平成 26 年 3 月 28 日に公布され、4 月 1 日から施行されました。また、改正後の監督指針は、平成 26 年 4 月 1 日から適用されています。
主な内容は、以下のとおりです。

1. 発行者等の非公開情報の親子法人間における共有に関する規制について、以下の見直しを行いました。
 - ・その適用が除外される書面同意要件の緩和（発行者等が外国法人の場合）
 - ・その適用が除外される「内部管理に関する業務」等の範囲の見直し（経営管理・決済に関する業務をその範囲に追加）
 - ・発行者・顧客に対するオプトアウトの機会の提供の柔軟化
2. また、ファイアーウォール規制に係る非公開情報の授受の制限に関し、M&A等の場面における適用例を示したQ&Aを公表しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から、[「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（平成 26 年 3 月 28 日）](#)にアクセスしてください。

(8)「貸金業法施行令等の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等について平成 26 年 1 月 27 日から 2 月 26 日にかけて広く意見の募集を行い、その結果等を 3 月 18 日に公表しました。本件政令等は、平成 26 年 3 月 24 日に公布され、4 月 1 日から施行されました。
本件政令等の主な内容は、以下のとおりです。

1. 貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の一部改正
我が国企業の資金管理の利便性向上を図るため、グループ会社間の貸付け及び合弁事業における共同出資者（株主）から合弁会社への貸付けのみを行っている会社について、一定の議決権保有等の要件の下に、貸金業規制の適用除外とする改正を行いました。
具体的には、グループ会社間の貸付けについては、親会社と実質支配力基準に基づく子会社（会社法施行規則第 3 条第 3 項第 3 号に準ずる子会社を除く。子会社の子会社（いわゆる孫会社）は、子会社とみなす。）で構成される企業グループに属する会社（親子・兄弟会社等）間でのみ貸付けを行う場合、貸金業規制の適用除外とするものです。共同出資者（株主）から合弁会社への貸付けについては、①全ての共同出資者（株主）の同意があること、②貸付けを行う会社が合弁会社の議決権の 20%以上を保有していること、という二つの要件を満たす場合に限り、貸金業規制の適用除外とするものです。
2. 貸金業者向けの総合的な監督指針及び貸金業法施行規則別紙様式の一部改正
監督指針では、貸金業者が貸金業登録を抹消した場合、取引が終了（＝残貸付債権がなくなる）しない限り、毎年度、残貸付債権の報告をさせる等の義務を課しています。

今般の貸金業法施行令等の改正に伴って監督指針等を改正し、貸金業規制の適用除外となるグループ会社間等の貸付けのみを行っている貸金業者が貸金業登録を抹消した場合には、かかる規制を及ぼさないこととしました。

3. 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正

合同運用金銭信託については、従来、信託契約代理店が信託契約締結の代理・媒介を行う際には金融商品取引法の規制が適用されていました。

しかしながら、合同運用金銭信託のうち、元本補填契約が付されたものについては、預金との類似性が強いことから、信託契約締結の代理・媒介を行う場合の金融商品取引法の適用を除外し、信託業法が適用されるよう改正を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「貸金業法施行令等の一部を改正する政令\(案\)」等に対するパブリックコメントの結果等について\(平成26年3月18日\)](#) にアクセスしてください。

(9)「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方(処分基準)について」(案)に対するパブリックコメントの結果等について

公認会計士は、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修の受講を義務付けられていますが(公認会計士法第28条)、公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令第1条に定められた必要単位数を取得していない者に対して懲戒処分等を行う場合の取扱いについて、旧処分基準では明らかになっていませんでした。

このため、これを明確化する処分基準の改定案を平成26年1月29日に公表し、同日から2月27日にかけて、改定案に関するパブリックコメントを募集しました。

その後、受領した意見を検討し、その結果とそれを踏まえた改定後の処分基準を平成26年3月14日に公表しました。

なお、改定後の処分基準は、平成26年3月14日以後に懲戒処分等を実施する場合に適用されます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から、[「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方\(処分基準\)について」\(案\)に対するパブリックコメントの結果等について\(平成26年3月14日\)](#) にアクセスしてください。

(10)有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成26年3月期版)

平成26年3月期以降の有価証券報告書の作成に当たって、留意が必要な事項等を、以下のとおり取りまとめました。各提出者におかれては、これらの点に留意して、有価証券報告書を作成し、各財務局若しくは福岡財務支局又は沖縄総合事務局へ提出願います。

1. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意事項

平成 26 年 3 月期に新たに適用となる開示制度・会計基準は、以下のとおりです（一部、早期適用されているものもあります）。

- ・「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正
- ・単体開示の簡素化を図るための財務諸表等規則等の改正

2. 最近の課徴金事案及び自主訂正事案を踏まえた留意事項

最近の課徴金事案及び自主訂正事案において、以下の点などについて不適切な会計処理が認められています。

- ・売上の過大計上・前倒し計上
- ・固定資産（不動産）の減損損失の過少計上
- ・固定資産（のれん）の減損損失の不計上 など

3. 有価証券報告書レビュー(平成 25 年 3 月期以降)を踏まえた留意事項

平成 25 年 3 月期以降の有価証券報告書を対象とした有価証券報告書レビュー（現在、重点テーマ審査及び情報等活用審査を実施中）において、現在までに以下のような事象が把握されています。

- ・実施した企業結合や事業分離等に関する開示が不十分な事例
- ・固定資産の減損損失の内容が明瞭に注記されていない事例
- ・保有している金融商品の内容が明瞭に注記されていない事例 など

なお、平成 25 年 3 月期を対象とした法令改正関係審査については、審査を終了し、実施結果を公表（注）していますので、併せてご参照下さい。

（注）[平成 25 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について](#)

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成 26 年 3 月期版）](#)」（平成 26 年 3 月 31 日）にアクセスしてください。

(11)有価証券報告書レビューの実施について(平成 26 年 3 月期以降)

金融庁では、有価証券報告書の記載内容の適切性を確保するため、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（「財務局等」）と連携し、平成 24 年より、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

平成 26 年 3 月期以降の有価証券報告書については、以下の内容でレビューを実施することとしています。

1. 法令改正関係審査

本審査は、法令改正により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された事項のうち、特に重要な事項について記載内容をアンケート形式で審査するものです。

今回は、平成 24 年 5 月に公表された「退職給付に関する会計基準」等を踏まえて改正さ

れた連結財務諸表規則等が平成 26 年 3 月期より適用されることから、同規則等に基づき適切な記載がなされているかどうかを審査します。

このため、以下の全ての要件に該当する企業におかれては、「調査票」（詳細については、下記※をご参照ください。）に回答を記入し、所管の財務局等へ、平成 26 年 7 月 15 日までにご提出ください。具体的な手続き等については、所管の財務局等から別途ご連絡します。

- ・平成 26 年 3 月 31 日を決算日とする連結財務諸表を作成している。
- ・退職給付制度を採用している。
- ・連結財務諸表を日本基準で作成している。

2. 重点テーマ審査

本審査は、特定の重点テーマに着目して審査対象となる企業を抽出し、当該企業に対して所管の財務局等が個別の質問事項を送付し、回答を受けることで（ヒアリングを行うこともあります）、より深度ある審査を実施するものです。

今回（平成 26 年 3 月期以降）の重点テーマは、以下のとおりです。提出された有価証券報告書の分析を順次行い、財務諸表における各重点テーマの重要度が高いと判断される企業等を抽出した後、所管の財務局等より別途ご連絡しますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

- ・退職給付
- ・企業結合及び事業分離等
- ・固定資産の減損

3. 情報等活用審査

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して、所管の財務局等より、個別の質問事項を送付させていただくことがありますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から [「有価証券報告書レビューの実施について（平成 26 年 3 月期以降）」（平成 26 年 3 月 31 日）](#) にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：03-3581-9909（情報提供窓口直通）

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 26 年 3 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融庁（及び財務局等）が検査実施中の金融機関](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [登録貸金業者情報検索サービス ご利用上の注意](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について](#)
- [「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [「責任ある機関投資家」の諸原則 〈日本版ステewardシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の確定について](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>)



◆金融庁ツイッター「金融庁関連情報」

(URL: https://twitter.com/fsa_JAPAN)

(3)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service

